

令和 5 年 度

自治会長会議

～資 料 集～

資 料 集 目 次

資料 1	自主防災組織育成事業について（総務課危機管理室）・・・ P 1
資料 2	山林の地籍調査について（財政課）・・・ P 2
資料 3	マイナンバーカード出張申請の受付について（市民課）・・・ P 3
資料 4	地域づくり協議会等事業への参加について（生活環境課）・・・ P 5
資料 5	自治会に対する支援について（生活環境課）・・・ P 6
資料 6	新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への位置づけ変更について (新型コロナウイルス感染症対策室)・・・ P 9
資料 7	地域の農業を話し合う「地域計画」について（農業振興課）・・・ P 10
資料 8	多面的機能支払交付金事業について（農地林務課）・・・ P 11
資料 9	森林経営管理制度について（農地林務課）・・・ P 12
資料 10	安全安心住まいづくり事業について（都市整備課）・・・ P 13
資料 11	木造住宅耐震診断支援事業について（都市整備課）・・・ P 15
資料 12	チャレンジデー 2023 について（スポーツ振興課）・・・ P 17
資料 13	組織機構と主な業務について・・・ P 18
別添資料 1	自治会関係者名簿（生活環境課）

資料 1 自主防災組織育成事業について

自主防災組織育成事業（市単独事業）

名称（事業名）	助成内容・対象条件	助成率・助成内容等	対象者	問合せ先
自主防災組織育成事業補助金	地域住民による自主的な防災組織の育成及び防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業経費の一部を助成（すべて1団体1回に限る）	①自主防災計画策定事業 自主防災組織を新たに結成する自治会等に対し自主防災計画策定費用を交付 補助率：10/10、上限2万円	自治会等	総務課 危機管理室 30-0299
		②自主防災活動事業 自主防災計画に基づく防災訓練などの事業費用を交付 補助率：10/10、上限3万円	自主防災組織	
		③自主防災用資機材等整備事業 災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資する資機材等の整備費用を交付 補助率：10/10、上限75万円 ※ただし、複数の自治会等の構成による自主防災組織の場合、上限100万円	前年度以前に結成された自主防災組織	
		④自主防災組織育成事業 災害の被害防災活動及び軽減活動に直接資する資機材等の拡充費用を交付 補助率：10/10、上限25万円	結成後10年を経過した自主防災組織	
土のうストックヤード設置	過去に水害のあった地域など、設置を希望する自主防災組織	土のうストックヤードの整備	自主防災組織	

資料2 山林の地籍調査について

地籍調査とは

土地に関する記録として、法務局には土地登記簿と公図が備え付けられていますが、山林の多くは、明治時代の地租改正事業で作られた地図をもとにしたもので、土地の実態を把握することができません。地籍調査とは土地を最新の技術で測量し、境界の位置や面積について、正確に登記を行うものです。

鹿角市の地籍調査について

鹿角市では地籍調査の実施率が令和4年度末で約65%となっており、近年は毎年2～3km²ずつ山林の地籍調査を進めております。

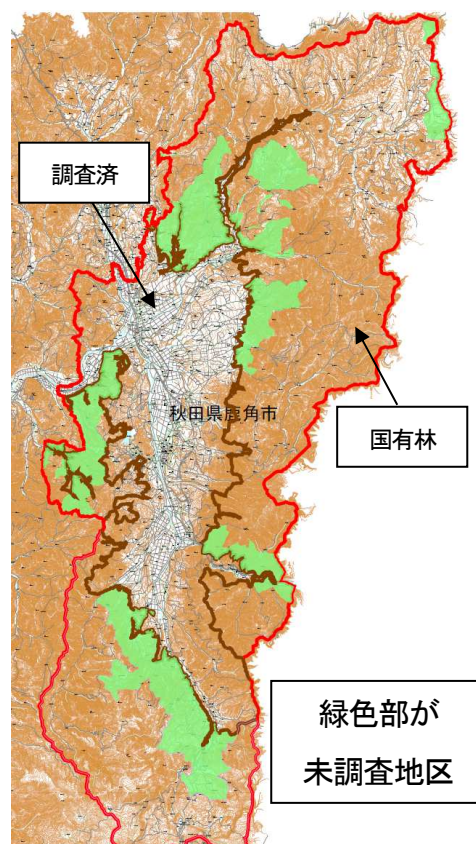
この地籍調査は国の補助事業であり、個人の費用負担はありません。

調査スケジュール

- 【1年目】①集落説明会
②現地・図面調査
③測量
- 【2年目】④作図・閲覧
⑤登記

その他

- ・調査の際は市職員や測量業者等が土地への立ち入り及び、測量杭等の設置を行う場合があります。
- ・地籍調査では正確な地図と面積について調査し登記を行いますが、権利についての異動（譲渡や相続等）の登記はできません。
- ・森林施業に関連する地域を優先的に調査する場合があります。



- ・お問い合わせ先
鹿角市総務部財政課 管財地籍班
0186-30-0210

自治会で マイナンバーカード申請！

自治会へ市役所職員が訪問し、マイナンバーカードの申請受付をします！

土日祝日もOK

この機会にマイナンバーカードを作りましょう！！

【マイナンバーカードはこういう時に便利です】

1. コンビニで住民票の写しなどを取得できます。
2. 身分やマイナンバーを証明する書類になります。
3. 健康保険証として利用でき、医療機関で支払う医療費が安くなります。
4. スマートフォンから各種手続きができるようになります。

3 ステップ



で受け取り！

- 1 出張申請の申込み**
- 2 会場で写真撮影、書類の提出**
- 3 郵送又は自治会指定場所で受取り**

※詳細は、次頁をご確認ください。

出張申請の申込み、問い合わせは
鹿角市役所 市民課 戸籍年金班
TEL 0186-30-0221
FAX 0186-22-2042
Email jumin@city.kazuno.lg.jp

● マイナンバーカードの出張受付 ●

【 申込条件 】 5人以上で出張します

- ☐ 写真撮影と受付ができるスペースをお貸しください。
- ☐ 実施日当日、会場へ申請者ご本人がおいでいただけること
- ☐ マイナンバーカードの申請をしたことがないこと
- ☐ 本人確認書類を2つ以上提示できること
- ☐ 市職員が暗証番号を入力することをご了承いただけること

【申込方法】

ホーム>くらし・手続き>届出・証明>マイナンバー制度に関すること>マイナンバーカード出張受付

https://www.city.kazuno.akita.jp/kurashi_tetuzuki/todokede_shomei/1/5880.html

- ☐ 申込書を鹿角市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、FAXまたはEmailで申請してください。

【 ご持参いただくもの 】

- ☐ 本人確認書類 2点（例：運転免許証と健康保険証など）
- ☐ マイナンバーの通知カード
- ☐ 住民基本台帳カード（お持ちの場合のみ）

【 受取方法 】 交付までに1～2か月ほどかかります

- ☐ 指定場所で交付（ご本人と対面して）
 - ☐ 本人限定受取郵便又は簡易書留でご自宅に郵送
- から選べます。
- ※ マイナンバーの通知カードと写真付きの本人確認書類どちらもない場合は、鹿角市役所市民課での受取りになります。（各支所、市民サービス窓口は不可）
- ※ 市外の方は住所地の市町村での受取りになります。



令和4年度地域づくりミーティング開催状況

■尾去沢市民センター協議会

- ・テ ー マ：自治会活動活性化のために自分たちでできること
- ・開 催 日 時：令和4年9月3日（土）
- ・参 加 者 数：合計34人（内訳 男性26人、女性 8人）
- ・参加者属性：自治会、学校・PTA、各種団体、運営委員、一般公募
- ・開 催 方 式：ワークショップ6班
班発表有
テーマとは別に市長との意見交換有

■十和田地域づくり協議会

- ・テ ー マ：十和田地区の活性化のために自分たちができること
- ・開 催 日 時：令和4年11月25日（金）
- ・参 加 者 数：合計31人（内訳 男性22人、女性 9人）
- ・参加者属性：自治会団体、高校生、PTA、各種団体、運営委員、一般公募
- ・開 催 方 式：熟議（※）6班3ラウンド（指示、説明有）
印象に残ったキーワードをまとめ

※十和田地域づくり協議会では、話し合いを3段階に分け段階ごとに班員を入れ替え、より多くの人と意見交換を行い議論を深める手法を取ったため、「熟議」として他の協議会と区別しています。

■八幡平地域づくり協議会

- ・テ ー マ：「空き家対策」について
- ・開 催 日 時：令和4年12月13日（火）
- ・参 加 者 数：合計46人（内訳 男性34人、女性12人）
- ・参加者属性：自治会、老人クラブ、学校・PTA、婦人会、運営委員
- ・開 催 方 式：ワークショップ6班
班発表有

■花輪地域づくり協議会

- ・テ ー マ：「鹿角の宝」第1弾 鹿角の食の現在・過去・未来
- ・開 催 日 時：令和5年1月29日（日）
- ・参 加 者 数：合計38人（内訳 男性16人、女性22人）
- ・参加者属性：自治会、高校生、運営委員、老人クラブ、飲食店、各種団体、一般公募
- ・開 催 方 式：講話
ワークショップ7班
班発表有
けいらん試食

自治会館建設事業費補助制度について

自治会が実施する自治会館の新築・改築・増築・改修にかかる費用に対して補助金を交付する制度です。実施年度の前年度に交付申請審査を実施し、次年度に事業実施となります。

1. 対象となる事業（事業費30万円以上のものが対象となります）

＜新築・改築＞

新築、改築後25年、または増築、改修後10年を経過しているもの。

＜増築＞

新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもの。ただし排水設備の公共下水道接続や耐震補強のための事業等の例外があります。

＜改修＞

①と②のどちらかの選択となります。

ただし排水設備の公共下水道接続や耐震補強のための事業等の例外があります。

①新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもので、かつ、前回補助金利用後より10年を経過している場合。

②新築、改築、増築、改修後5年を経過しているもので、かつ、前回補助金利用後より5年を経過している場合。

※前回補助金利用額が50万円以上の場合は、②を選択する場合でも10年経過しなければ対象とならないため、ご注意ください。

2. 補助額

＜新築・改築・増築＞

算定基準と限度額があり、自治会によって変動しますのでお問い合わせください。

＜改修＞

①新築、改築、増築、改修後10年を経過しているものは、100万円を上限とし、対象事業費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とします。

②新築、改築、増築、改修後5年を経過しているものは、50万円を上限とし、対象事業費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とします。

3. 申請から補助金交付までの流れ

①交付申請前審査：事業を実施しようとする年度の前年9月までに、事前協議書等必要書類を提出し、補助金交付申請前の審査を受ける必要があります。

②交 付 申 請：審査の結果適正な事業と認められたら、事業を実施しようとする年度になってから、補助金交付申請書に工事内訳書や自治会構成員名簿等の必要書類を添付し、交付申請を行います。

※必ず交付決定がされた後に事業に着手してください。交付決定前に事業に着手した場合は補助金の交付ができないためご注意ください。

③事業実績報告：事業終了後、実績報告書に、工事契約書の写し等必要書類を添付し、提出する必要があります。

4. 問い合わせ先

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎30-0202 / FAX 22-2042

自治会元気づくり応援補助制度について

1. 補助率および補助上限額

○会員世帯数30世帯以下の自治会が実施主体の場合・・・

①補 助 率→3／4

②補助上限額→15万円以内（千円未満切り捨て）

○会員世帯数31世帯以上の自治会が実施主体の場合・・・

①補 助 率→1／2

②補助上限額→10万円以内（千円未満切り捨て）

2. 補助対象事業

以下の4種類の元気づくり事業に対して補助金を交付します。

①福 祉 事 業：高齢者や子ども等を対象とした活動

②環境整備事業：自治会の美化活動や緑化推進活動

③文 化 事 業：地域の伝統文化を育み継承する活動

④交 流 事 業：自治会員の交流を深めるための活動

3. 補助事業例

①福 祉 事 業…「健康体操」や「学習会」等

②環境整備事業…「ゴミ集積所整備」や「花壇づくり」等

③文 化 事 業…「太鼓・浴衣の購入」や「屋台の修繕」等

④交 流 事 業…「スポーツ大会」や「もちつき大会」等

4. 注意事項・問い合わせ先

○一度、補助金の交付を受けた自治会は、交付を受けた年度を含めて3年間交付を受けられないため、計画的に補助金をご活用ください。

○補助金交付決定前に事前に着手しないようご注意ください。

○申請額が予算額に達した場合は、次年度以降の対象となりますので、ご了承ください。

不明な点については、下記までご相談ください。

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎30-0202／FAX22-2042

集落活動応援事業について

市内の自治会では、少子高齢化や人口減少が進み、特に規模の小さい自治会では従来の活動の継続や自治会の維持を課題としてゐる自治会が多くなってきました。

そこで、そのような自治会の活力を再生させ、市全体を元気にするために、「集落活動応援事業」を実施しています。この事業は、世帯数がおおむね50世帯以下の自治会を対象に、自治会が抱える課題解決や活性化に向けた取り組みの計画策定から活動までをサポートするものです。

1. 事業内容

①対象となる自治会

○世帯数がおおむね50世帯以下

②計画策定（期間：1～2年）※事業年度ごとに申請と実績報告が必要

○自治会で話し合いを行いながら課題を把握し、課題解決や活性化に向けて、長期的・継続的な活動につながる活動計画を策定します。

○市の支援

- ・話し合い、計画づくりの支援（集落支援員）
- ・補助金（上限10万円。補助率10/10で最大2年間利用可能。）

③計画に基づいた活動の実施（期間：1～3年）※事業年度ごとに申請と実績報告が必要

○審査会を経て事業認定された活動に取り組みます。

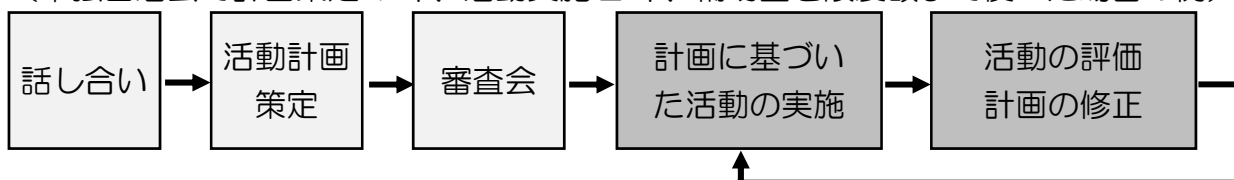
活動内容例：コミュニティビジネス事業、伝統芸能の復活事業、他自治会や都市住民との交流事業 等

○市の支援

- ・補助金（上限50万円。補助率10/10で最長3年間継続利用可能。ただし、2年以上継続する場合でも補助金額は最大で50万円。2つ以上の自治会が連携して行う場合は上限100万円）

2. 事業の流れ

（単独自治会で計画策定1年、活動実施2年、補助金を限度額まで使った場合の例）



策定1年目10万円

活動1年目30万円

活動2年目20万円

3. 問い合わせ先

○「補助の内容について詳しく聞きたい」、「役員で説明を聞きたい」等、お気軽にお問い合わせください。

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎30-0202/FAX22-2042

新型コロナの5類移行に伴う対応の変化

	5月7日まで	5月8日以降
感染症法上の分類	新型インフルエンザ等感染症(2類相当)	5類感染症
感染者の届出	全数	定点医療機関
入院勧告 就業制限	できる	できない
感染者の療養等	発症した後、7日を経過するまで	<外出を控える推奨期間> 症状が発現した日から5日間、かつ症状軽快後24時間が経過するまで <周囲への配慮> 発症後10日間経過するまでマスク着用をし、重症化リスクを有する方への接触を控える
学校での出席停止期間	発症した後、7日を経過するまで	症状が発現した日から5日間、かつ症状軽快後24時間が経過するまで
濃厚接触者について	原則5日間の待機	特定しない 5日間は体調に注意
医療費	初診料以外、公費負担	公費を段階的に縮小 (自己負担ありの保険診療)

※総合案内窓口は24時間受付中

総合案内窓口 8時から 17時 TEL018-895-9176
 17時から翌 8時 TEL018-866-7050

※発熱等の症状がある場合について

症状が辛いときは、身近な医療機関へ電話で連絡してから受診しましょう。
 基礎疾患等がなく、症状が軽い場合は薬局などで検査キットを購入して検査してみましょう。
 検査キットで陽性反応が出た場合は、上記「感染者の療養等欄 5月8日以降」をご参照ください。

基本的な感染対策

基本的感染対策	5 月 8 日以降の考え方
マスクの着用	着用は個人の判断にゆだねることが基本 一定の場合にはマスク着用を推奨
換気	一律に求めることはしないが、引き続き有効
手洗い等の手指衛生	
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	一律に求めることはしないが、流行期において有効 (避けられない場合はマスク着用が有効)

マスク着用が推奨される場面

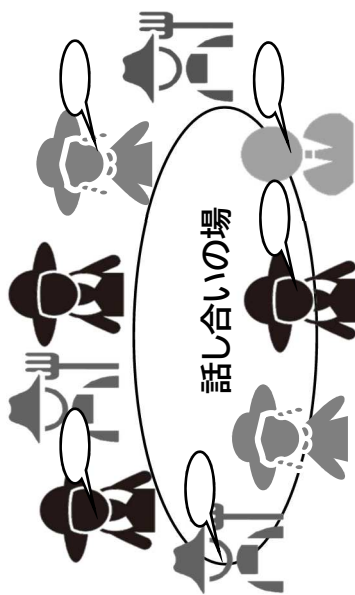
- 医療機関・薬局に受診等に行く時
- 医療機関や高齢者施設等に訪問する時
- 通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時

農地利用の将来像を作るため、地域での話し合いを行います ～農業者や地域のみなさんへ～

POINT

- ・ 農業者が減っていくなか、「農地の効率利用の促進」と「耕作放棄の防止」のため
- ・ 「地域での話し合い」により農地を利用する方を中心に関後の農地利用の将来像を作る
→ これが「地域計画(旧:人・農地プラン)」です。

地域での話し合い



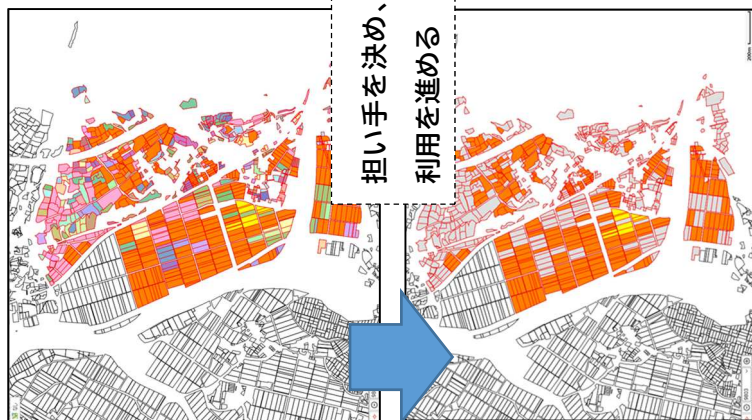
誰が？

どうやって？

どこを？

目標地図の作成

地域計画の公表



1 地域における農地の利用の状況

(1) 地域計画の区域の状況

1 農業者の減少状況(農業上の利用が行われる農地の区域)	104 ha
2 農業者の減少状況(農業上の利用が行われない農地の区域)	77 ha
3 農地の面積(農地、農舎を含む)	95 ha
4 農地の面積(農地、農舎を含む)	8 ha
5 農地の面積(農地、農舎を含む)	7 ha
6 農地の面積(農地、農舎を含む)	69 ha
7 農地の面積(農地、農舎を含む)	50 ha
8 農地の面積(農地、農舎を含む)	10 ha

(2) 地域計画の区域の状況

1 農業者の減少状況(農業上の利用が行われる農地の区域)

2 農業者の減少状況(農業上の利用が行われない農地の区域)

3 農地の面積(農地、農舎を含む)

4 農地の面積(農地、農舎を含む)

5 農地の面積(農地、農舎を含む)

6 農地の面積(農地、農舎を含む)

7 農地の面積(農地、農舎を含む)

8 農地の面積(農地、農舎を含む)

9 農地の面積(農地、農舎を含む)

10 農地の面積(農地、農舎を含む)

11 農地の面積(農地、農舎を含む)

12 農地の面積(農地、農舎を含む)

13 農地の面積(農地、農舎を含む)

14 農地の面積(農地、農舎を含む)

15 農地の面積(農地、農舎を含む)

16 農地の面積(農地、農舎を含む)

17 農地の面積(農地、農舎を含む)

18 農地の面積(農地、農舎を含む)

19 農地の面積(農地、農舎を含む)

20 農地の面積(農地、農舎を含む)

21 農地の面積(農地、農舎を含む)

22 農地の面積(農地、農舎を含む)

23 農地の面積(農地、農舎を含む)

24 農地の面積(農地、農舎を含む)

25 農地の面積(農地、農舎を含む)

26 農地の面積(農地、農舎を含む)

27 農地の面積(農地、農舎を含む)

28 農地の面積(農地、農舎を含む)

29 農地の面積(農地、農舎を含む)

30 農地の面積(農地、農舎を含む)

31 農地の面積(農地、農舎を含む)

32 農地の面積(農地、農舎を含む)

33 農地の面積(農地、農舎を含む)

34 農地の面積(農地、農舎を含む)

35 農地の面積(農地、農舎を含む)

36 農地の面積(農地、農舎を含む)

37 農地の面積(農地、農舎を含む)

38 農地の面積(農地、農舎を含む)

39 農地の面積(農地、農舎を含む)

40 農地の面積(農地、農舎を含む)

41 農地の面積(農地、農舎を含む)

42 農地の面積(農地、農舎を含む)

43 農地の面積(農地、農舎を含む)

44 農地の面積(農地、農舎を含む)

45 農地の面積(農地、農舎を含む)

46 農地の面積(農地、農舎を含む)

47 農地の面積(農地、農舎を含む)

48 農地の面積(農地、農舎を含む)

49 農地の面積(農地、農舎を含む)

50 農地の面積(農地、農舎を含む)

51 農地の面積(農地、農舎を含む)

52 農地の面積(農地、農舎を含む)

53 農地の面積(農地、農舎を含む)

54 農地の面積(農地、農舎を含む)

55 農地の面積(農地、農舎を含む)

56 農地の面積(農地、農舎を含む)

57 農地の面積(農地、農舎を含む)

58 農地の面積(農地、農舎を含む)

59 農地の面積(農地、農舎を含む)

60 農地の面積(農地、農舎を含む)

61 農地の面積(農地、農舎を含む)

62 農地の面積(農地、農舎を含む)

63 農地の面積(農地、農舎を含む)

64 農地の面積(農地、農舎を含む)

65 農地の面積(農地、農舎を含む)

66 農地の面積(農地、農舎を含む)

67 農地の面積(農地、農舎を含む)

68 農地の面積(農地、農舎を含む)

69 農地の面積(農地、農舎を含む)

70 農地の面積(農地、農舎を含む)

71 農地の面積(農地、農舎を含む)

72 農地の面積(農地、農舎を含む)

73 農地の面積(農地、農舎を含む)

74 農地の面積(農地、農舎を含む)

75 農地の面積(農地、農舎を含む)

76 農地の面積(農地、農舎を含む)

77 農地の面積(農地、農舎を含む)

78 農地の面積(農地、農舎を含む)

79 農地の面積(農地、農舎を含む)

80 農地の面積(農地、農舎を含む)

81 農地の面積(農地、農舎を含む)

82 農地の面積(農地、農舎を含む)

83 農地の面積(農地、農舎を含む)

84 農地の面積(農地、農舎を含む)

85 農地の面積(農地、農舎を含む)

86 農地の面積(農地、農舎を含む)

87 農地の面積(農地、農舎を含む)

88 農地の面積(農地、農舎を含む)

89 農地の面積(農地、農舎を含む)

90 農地の面積(農地、農舎を含む)

91 農地の面積(農地、農舎を含む)

92 農地の面積(農地、農舎を含む)

93 農地の面積(農地、農舎を含む)

94 農地の面積(農地、農舎を含む)

95 農地の面積(農地、農舎を含む)

96 農地の面積(農地、農舎を含む)

97 農地の面積(農地、農舎を含む)

98 農地の面積(農地、農舎を含む)

99 農地の面積(農地、農舎を含む)

100 農地の面積(農地、農舎を含む)

今後、「地域計画」が国の各種補助事業の要件となることが示されています

多面的機能支払交付金事業

集落等で主体的に行う、農地や農業用水路などの維持保全、生態系保全、景観形成等に対する取り組みに対し補助金を交付します。農村環境の向上や地域の活性化にこの事業をご活用ください。

農地維持支払交付金

補助金額 水田 10アールあたり 3,000円
畑 10アールあたり 2,000円

支援対象 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補修などの活動

対象団体 農業者のみで構成される組織または、農業者と地域住民等で構成される組織

資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共動活動）

補助金額 水田 10アールあたり 2,400円
畑 10アールあたり 1,440円（※下記参照）

支援対象 水路・農道等の軽微な補修、植栽による景観形成や水質保全などの活動

対象団体 農業者と地域住民等で構成される組織（上記「農地維持支払交付金」と併せて取り組むことも可能です）

※ 旧農地・水保全管理支払事業を含め、5年以上継続して取り組んでいる活動組織は、水田・畑ともに、75%単価を適用します。

活動組織を新しく設立するためには、「事業計画」や「活動組織の規約」等を作成する必要があります。（市で作成支援を行います。）取り組みを希望・検討の際はいつでもご相談に乗りますので、お気軽にご連絡ください。



自治会の説明会にもお伺いします。下記までご連絡ください。

申込み・問い合わせ先

農地林務課農地整備班 TEL 30-0246

森林経営管理制度における調査にご協力ください

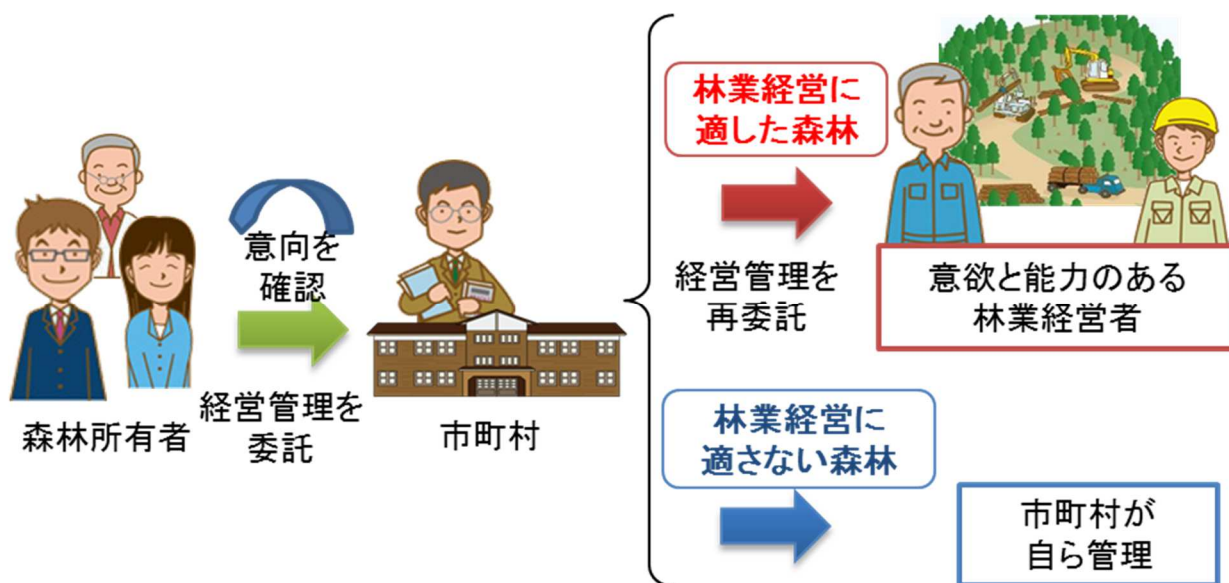
～森林の適切な経営管理が求められます～

森林の適切な経営や管理が行われないと土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を及ぼすことが懸念されるため、令和元年度から森林環境譲与税を活用した「森林経営管理制度」がスタートしました。森林所有者の経営管理に対する意向調査や現地調査等を今後10年程度かけて順次行い、自らの管理が困難な森林について計画を定めながら適切な経営や管理に繋げていきます。

調査対象地区の地元自治会においては、調査へのご協力をお願いします。

「森林経営管理制度」の実施手順について

- ① 森林の経営管理が近年行われていない人工林を対象に、市から森林所有者の皆さんに今後の森林の経営や管理についての意向を調査します
〔今年度実施地区：花輪長野地区、十和田草木地区〕
- ② 自ら経営や管理を続けることが難しいと回答のあった森林については、現地の生育状況等調査や森林所有者との協議により、今後の経営管理方法を定めた計画（経営管理権集積計画）を策定します
〔今年度実施地区：花輪内山地区、甘藷地区 ※昨年度意向調査地区〕
- ③ 計画を実施するための権利を市に設定（経営管理を委託）していただき、市は、森林の適切な管理のため、意欲と能力のある林業経営者（県の公募により決定）の方に経営を再委託するか、市町村が直接管理します
〔今年度実施地区：八幡平松館地区、長牛地区〕



子育て世帯を中心に

住宅改修と中古住宅購入を支援します！

対象
事業

- ・補助対象工事費等が10万円以上（消費税含む）
- ・市内の建設業者が施工する工事
- ※(旧)民間住宅リフォーム支援事業費補助金の交付を受けた方も申請できます

各事業の詳細は
裏面をご覧ください

【事業区分】

① 耐震改修事業

耐震改修工事

補助対象額の **30%**
上 限 **50万円**

② 住環境向上対策事業

(1)克雪対策 (2)パブリック対策 (3)上下水道等接続
(4)リフォーム等工事(高齢者・子育て世帯※1)

補助対象額の **20%**
上 限 **10万円**

③ 脱炭素化促進事業 ※新規事業(R5~)

断熱改修等工事

補助対象額の **20%**
上 限 **20万円**

④ 子育て応援 下水道加入促進事業 ※2

下水道等接続工事

補助対象額の **50%**
上 限 **30万円**

⑤ 子育て応援 中古住宅活用事業 ※2

(1)中古住宅の取得
(2)リフォーム等工事

補助対象額の **20%**
(1)・(2)それぞれ 上 限 **50万円** ※3

⑥ まちなか居住促進事業 ※4

(1)中古住宅の取得
(2)リフォーム等工事

補助対象額の **20%**
(1)・(2)それぞれ 上 限 **50万円** ※3

※1 ②のうち、リフォーム等工事は、高齢者世帯及び子育て世帯のみが対象です。

高齢者世帯：全員が65歳以上である世帯（世帯分離により65歳未満の者と同居する場合は除く）

子育て世帯：18歳未満の子がいる世帯（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を含む）

※2 ④、⑤の事業は、子育て世帯のみが対象です。

※3 ⑤、⑥の事業では、(1)と(2)の重複が可能です。（合計で最大100万円）

※4 ⑥の事業は、花輪の中心市街地(※)へ移住する世帯のみが対象です。

(※鹿角市中心市街地活性化化プランの対象区域となります。詳しくは都市整備課まで問い合わせください。)

対象
住宅

- ・市内の一戸建ての住宅（附属する車庫及び物置含む）
自己所有（配偶者、親又は子を含む）であって、現に居住しているもの
※併用住宅で住宅以外の床面積が2分の1未満の場合は、住宅部分のみ対象とします。
- ・居住するために取得する中古住宅
※ただし、鹿角市ふるさとライフ住宅改修支援補助金の交付を受ける方(住宅)は、
⑤、⑥の補助金の交付を受けることはできません。

対象者

市内に住所があり、市税等の滞納がない方

申請
期限

令和6年3月1日(金)まで
(完了実績報告書の提出は3月22日(金)まで)

注意
事項

- ①～⑥の異なる事業区分の補助金併用はできません。
- 国の住宅リフォーム関係補助金 及び 秋田県住宅リフォーム推進事業と併用することができます。
- 補助金の交付は、同一住宅につき1度限りです。（旧補助金はカウントされません）
- 工事の着手前に、補助金の交付決定を受けておく必要があります。
- 補助金の交付から3年以内に当該住宅を第三者に譲渡する予定のある方は申請できません。

資料 10 安全安心住まいづくり事業について

【各事業の対象費用等】

① 耐震改修事業

- ・耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満であった木造住宅に対し、上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事

※ 耐震診断：秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者が、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること

② 住環境向上対策事業

- (1) 克雪対策工事（屋根融雪装置設置、風除室設置、屋根の無落雪化 など）
- (2) バリアフリー対策工事（手すり設置、段差解消、廊下拡幅 など）
- (3) 上下水道等接続工事（上水道引込工事、下水道接続・浄化槽設置工事（トイレの水洗化を含む） など）
- (4) リフォーム等工事

※ 完全分離型の二世帯住宅において、バリアフリー対策工事又はリフォーム等工事を行う場合は、それぞれ別の補助対象住宅とみなします。

③ 脱炭素化促進事業

- ・断熱改修工事、開口部改修工事（複層ガラス窓、二重窓設置等）、ユニットバス化工事 など

※ 断熱改修工事については、改修部位毎に、別に定める熱抵抗値又は必要な厚さ（秋田県住宅リフォーム推進事業における断熱化工事の要件に同じ）を満たす必要があります。

④ 子育て応援 下水道加入促進事業

- ・下水道等接続工事（下水道接続、トイレの水洗化、便槽・浄化槽撤去（汲取・洗浄・消毒費用を含む）など）

※ ユニットバス等、排水設備工事に関係のない内外装工事等は、本項目の補助対象外となります。

⑤ 子育て応援 中古住宅活用事業

⑥ まちなか居住促進事業

- (1) 中古住宅の取得費用（土地及び建物の登記費用等の諸経費を除く）
- (2) 中古取得住宅（(1)の住宅）のリフォーム等工事

※ 中古住宅：鹿角市宅地・建物データベースに登録されている建物 又は 鹿角市への移住・定住促進及び宅地・建物データベース拡充に係る協定を締結した事業者が仲介する建物

※ (1)取得と(2)リフォーム等工事の両方を行う場合は、補助金は分けて申請いただきます。また、これらを二か年に分けて実施することができます。

●対象外工事●

- ・住環境の向上や長寿命化の伴わない簡易な修繕工事
- ・新築工事又は改築工事（既存住宅の全解体を伴うもの）
- ・増改築又はリフォームを伴わない解体工事
- ・家庭用電気機械器具などの購入や設置
- ・カーテンレールや暖房便座、井戸ポンプなど設備や備品に類するものの設置や取替
- ・住宅用太陽光発電システムの設置工事
- ・電話やインターネット等の配線工事
- ・門や塀等、いわゆる外構工事（補助対象工事に関わる工事を除く）
- ・他の補助制度を利用し、その制度で重複計上が認められていない工事
- ・公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- ・その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

【交付申請書への添付書類】

補助金の交付申請にあたっては、次の書類の添付が必要となります。

- ・補助対象工事の工事内訳見積書の写し
- ・補助対象住宅の位置図
- ・補助対象工事を行う住宅の工事着手前の全景及び工事箇所の写真
- ・その他市長が必要と認める書類

次の区分の事業については、上記に加え下記書類も必要となります。

① 耐震改修事業

- ・耐震改修計画書（補助金交付要綱様式第5号）
- ・耐震診断書の写し
- ・耐震設計書及び補強計画平面図
- ・補強計算書

③ 脱炭素化促進事業

- ・断熱改修計画書（補助金交付要綱様式第6号）
- ・施工範囲を示した住宅間取り図
- ・使用する断熱材の種類等を示す書類(カタログ等)の写し

⑤ 子育て応援中古住宅活用事業

⑥ まちなか居住促進事業

- ・中古住宅の取得に係る契約書の写し（(2)リフォーム等工事の場合は契約書案でも可）
- ・登記事項証明書（又は登記事項要約書） ※(1)取得の場合のみ
- ・転居後の住民票の写し ※(1)取得の場合のみ

住宅の耐震診断はいかがですか？

耐震診断を行うことにより お住まいの住宅の 地震に対する強さがわかります。
ご家族の安全・安心のため、ぜひお申し込み下さい。

対象となる木造住宅

鹿角市内の次のすべての要件を満たす住宅が対象になります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。(なお、昭和56年6月1日以降に増築等を行っている住宅は対象外となる場合があります。)
- ② 居住用の木造戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの)を含む。丸太組工法は除く。)であること。
- ③ 過去に鹿角市の補助事業による補助金の交付を受けて、耐震診断、耐震改修工事を実施していないこと。

募集期間及び募集戸数

募集期間：令和5年 5月 1日(月) から 令和5年11月30日(木) まで
申請件数が予算額に達した場合、募集期間中でも募集を終了する場合があります。

耐震診断の費用

自己負担額は1万円 です。

(耐震診断費用は1棟あたり13万円です。このうち、鹿角市が12万円を負担します。)

ご注意ください

- 点検商法・サービス商法にご注意下さい。
鹿角市が派遣する耐震診断士は、秋田県知事により「秋田県木造住宅耐震診断技術者名簿」に登録された建築士で、「登録証」を携帯しています。
また、自己負担額の支払いは、耐震診断士から配布される振込用紙にて行っていただき、振込先は「一般社団法人秋田県建築士会」、振込金額は10,000円です。振込前に振込先及び金額をご確認下さい。
- 当耐震診断は、「一般診断法」(一般財団法人 日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」)により、住宅の耐震性能の目安を判断するものです。

お申込み・お問い合わせ先

〒018-5292 住所 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1
鹿角市建設部都市整備課 建築住宅班
☎ 0186-30-0266

木造住宅の耐震診断 申し込みから耐震診断まで

1. 申し込み

申込書は市役所都市整備課窓口にございます。申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類の写しを添えて、都市整備課窓口に提出して下さい。

【提出書類】

- 鹿角市木造住宅耐震診断申込書

申込書の提出には押印が必要です。

- 住宅の図面

住宅の図面（平面図等）をご用意下さい。（図面がない場合もお申し込みできます）

- 着工時期（年月）のわかる資料

固定資産税（土地・家屋）課税明細書、建築確認通知書、確認検査済証、工事請負契約書、登記簿謄本等のうち、いずれかの写し

2. 承認通知

お申し込み頂いた内容について確認し、事業の対象として支障がない場合、「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録名簿」より、耐震診断を担当する耐震診断士を選定し、その氏名及び所属等を記載した「鹿角市木造住宅耐震診断実施承認通知書」を申請者へ送付します。（申請より概ね10日後）

3. 現地調査日時の調整

現地調査の日時調整のため、担当する耐震診断士より直接電話で連絡をいたします。

4. 現地調査

耐震診断士がご自宅へ訪問し、住宅の調査を行います。現地調査は、建物の状態等を目視で行い、床下や天井裏等も押し入れ等から可能な限り調査しますので、調査の実施について、ご理解・ご協力をお願いします。

【診断費用のお支払い】

また、耐震診断費用にかかる自己負担額について、耐震診断士から「振込案内」をお受け取り頂き、指定の期日までに1万円をお振り込み下さい。

5. 診断結果の通知

耐震診断士の診断結果に基づき、後日文書で通知します。

その他

お住まいの住宅によっては、その利用状況や建築工法により、耐震診断の対象とならない場合があります。申請頂いた内容をもとに判断させていただきますので、ご了承下さい。

チャレンジデー 2023 鹿角市開催要項

- 【趣 旨】 誰もが気軽に参加できるスポーツイベントの開催をとおり、スポーツ・運動に親しみ、健康づくりのきっかけと地域の賑わいの源となる活力を創出する。また、生涯スポーツを効果的に推進し、スポーツ実施率の向上を目指すとともに、日頃の運動不足解消や自身の健康管理の一助となることを目的とする。
- 【主 催】 笹川スポーツ財団・鹿角市・鹿角市教育委員会
- 【主 管】 チャレンジデー 2023 鹿角市実行委員会
- 【共 催】 NPO 法人鹿角市スポーツ協会・鹿角市スポーツ推進委員会・鹿角市老人クラブ連合会・鹿角市スポーツ少年団本部・花輪地域づくり協議会・十和田地域づくり協議会・尾去沢市民センター協議会・八幡平地域づくり協議会・NPO 鹿角くらすた・鹿角ウィンプルススポーツクラブ・十和田スポーツクラブ・鹿角市校長会
秋田県旅館ホテル環境衛生同業組合鹿角支部
- 【日 程】 2023 年 5 月 31 日（水） 【会 場】 鹿角市内
- 【テーマ】 スポーツの力で元気なかづの 【目 標】 参加率 70% (28,473 人*70%=19,931 人)
※人口 R5.1.1 現在
- 【内 容】 スポーツ・運動の実施
- 【対 象】 全市民
- 【講 師】 各教室指導員
- 【ルール】 人口規模がほぼ同じ自治体同士の対抗戦で、午前 0 時～午後 9 時までに 15 分間以上継続して運動やスポーツに取り組んだ住民の参加率（％）を競い合う。対戦相手に敗れた場合は、相手自治体の旗を庁舎メインホールに 1 週間掲揚し、相手の健闘を称える。
- 【イベントの流れ】・オープニングイベント みんなでラジオ体操（大湯環状列石）
・その他イベント ラジオ体操・ウォーキング等 午後 9 時まで
※各自治会／幼稚園・保育園／小学校・中学校・高校／各種団体/企業 他
・ファイナルイベント Jr.DISTANCE CHALLENGE 2023（鹿角市総合競技場）
- 【ボランティア】 地域住民
- 【主な協力団体】 各種スポーツ団体
- 【その他】 ・対戦自治体は、「秋田県 北秋田市」（10 回目 人口 29,266 人）
・当日、市内の体育（運動）施設利用者もカウントする。

資料 13 組織機構と主な業務について

部等	課名等	班名等	電話番号	担当事務
総務部	総務課	行政班	30-0203	行政改革、情報公開、個人情報保護、地区担当員、庁舎管理、ふるさと鹿角会に関すること。
		秘書班	30-0204	市長・副市長に関すること。
		職員班	30-0206	職員採用、職員研修、職員に関すること。
		危機管理室	30-0299	防災、り災証明、遭難対策に関すること。
		デジタル行政推進室	30-0207	デジタル化、電算処理、地域情報化に関すること。
	政策企画課	政策推進班	30-0205	広報かづの、統計調査、ふるさと納税、出会い応援に関すること。
		鹿角ライフ促進班	30-0208	移住・定住の促進、関係人口に関すること。
		総合戦略室（政策研究所）	30-0201	総合計画の推進、政策研究、国際交流、市政への意見・要望に関すること。
	財政課	財政班	30-0209	市の財政に関すること。
		管財地籍班	30-0210	市の財産、法定外公共物、地籍調査に関すること。
	契約検査室		30-0211	入札参加者の登録、入札・契約、主要事業の工事検査に関すること。
市民部	市民課	戸籍年金班	30-0221	転入・転出、住民票、戸籍、印鑑証明、印鑑登録、出生届等、埋火葬及び改葬許可、電子証明書、パスポートに関すること。
			30-0212	マイナンバー（個人番号）に関すること。
			30-0223	国民年金に関すること。
		国保医療班	30-0222	国民健康保険、福祉医療、後期高齢者医療制度に関すること。
		支所窓口班	30-0657	支所・市民サービス窓口に関すること。
		花輪支所	30-0226	住民票、戸籍、印鑑証明、納税、納税証明、所得証明、評価証明に関すること。
		十和田支所	30-0227	
		尾去沢支所	30-0228	
		八幡平支所	30-0229	
		大湯支所	30-0230	
		市民サービス窓口	22-2530	
	生活環境課	コミュニティ推進班	30-0202	自治会、集落支援員制度、男女共同参画、総合相談、市民センター、人権擁護委員、行政相談委員に関すること。
			30-0258	消費者相談（消費生活センター）に関すること。
		環境推進班	30-0224	交通安全、交通災害共済、防犯、環境、ごみ・リサイクル、生活バス、空き家、犬の登録、狂犬病予防注射に関すること。

資料 13 組織機構と主な業務について

部等	課名等	班名等	電話番号	担当事務
市民部	生活環境課	花輪市民センター	23-3351	生涯学習および社会教育等に関する事業、コミュニティの醸成を図るための地域活性化に係る事務事業に関すること。
		十和田市民センター	35-3045	
		尾去沢市民センター	23-2553	
		八幡平市民センター	32-2029	
		交流センター	23-7007	市民団体等への貸館に関すること。
	税務課	課税班	30-0213	所得証明、申告相談、市県民税、法人市民税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税に関すること。
			30-0214	評価証明、固定資産税（土地・家屋・償却資産）、家屋調査に関すること。
		収納管理室	30-0215	納税、納税証明、納税相談、税の口座振替に関すること。
健康福祉部	福祉総務課	総務企画班	30-0233	福祉政策、福祉計画、民生委員、福祉施設管理、在宅当番医に関すること。
			30-0262	医師確保対策、地域医療に関すること。
		地域福祉班	30-0238	障がい者福祉、戦傷病者・戦没者遺族援護に関すること。
		保護班	30-0236	生活保護に関すること。
	すこやか子育て課	こども家庭応援班	30-0235	保育園、認定こども園、幼稚園、児童手当・児童扶養手当、母子・父子生活支援、家庭・児童相談、放課後児童クラブに関すること。
		健康づくり班	30-0119	予防接種、人間ドック、各種がん検診、献血に関すること。
			30-0265	妊娠届、乳幼児健診、子育て世代包括支援窓口に関すること。
	あんしん長寿課	高齢者支援班	30-0234	高齢者福祉に関すること。
			30-0237	介護保険に関すること。
		介護予防班	30-0103	介護予防サービス、認知症対策、シルバーリハビリ体操に関すること。
	新型コロナウイルス感染症対策室		22-6321	新型コロナウイルス感染症関連、ワクチン接種に関すること。
産業部	農業振興課	構造改革推進班	30-0241	農業政策、農業用機械及び設備等の導入支援、人・農地プラン、農業振興地域、耕作放棄地対策に関すること。
			30-0274	集落営農、認定農業者、新規就農、6次産業化、農地中間管理機構に関すること。
		ブランド作物推進班	30-0243	米・野菜・果樹・花き・畜産の生産支援及びブランド化の推進に関すること。

資料 13 組織機構と主な業務について

部等	課名等	班名等	電話番号	担当事務
産業部	農地林務課	農地整備班	30-0246	農業農村整備、農業用施設整備、林道管理に関すること。
		森林経営管理班	30-0264	林業振興、有害鳥獣対策、森林の管理に関すること。
	産業活力課	観光交流班	30-0248	観光の振興、観光宣伝、観光アクセス利用促進、都市農村交流、地産地消に関すること。
		商工振興班	30-0250	商工業の振興、中小企業の支援、雇用創出、労働対策、起業・創業支援、企業誘致、商店街の振興に関すること。
		ゼロカーボン推進室	30-0249	地球温暖化対策、再生可能エネルギーの導入・利活用に関すること。
建設部	都市整備課	計画管理班	30-0261	都市計画、公園管理、土地取引、道路占用の許可申請に関すること。
		道路河川班	30-0263	市道管理、除雪、街灯の維持・管理、土木工事、河川堤防、共動にともなう原材料支給（砕石、草刈り替刃等）に関すること。
		建築住宅班	30-0266	建築確認申請、住宅リフォーム申請、市営住宅、建築・住宅の相談に関すること。
	上下水道課	水道お客様センター	30-0273	上下水道料金の納付、水道開閉栓の申込みに関すること。
		管 理 班	30-0275	上水道、下水道受益者負担金、農業集落排水分担金に関すること。
		上下水道班	30-0270	上水道の工事に関すること。
			30-0271	公共下水道工事、農業集落排水工事、合併処理浄化槽に関すること。
会 計 課			30-0216	支払い全般、物品の公売に関すること。
教育委員会事務局	総務学事課	総 務 班	30-0290	小・中学校等施設の維持管理・整備、奨学金に関すること。
		学事指導班	30-0291	小・中学校の就学関係、学校保健、学校給食、通学区域に関すること。
	生涯学習課	社会教育班	30-0292	生涯学習、社会教育、社会教育施設の管理、青少年健全育成、出前講座に関すること。
		文化財振興班	30-0294	文化財の保護、天然記念物、文化芸術に関すること。
		文化の杜交流館	30-0293	文化の杜交流館の管理運営に関すること。
		大湯ストーンサークル館	37-3822	大湯環状列石、史跡の保護、埋蔵文化財、世界文化遺産に関すること。
	スポーツ振興課		30-0297	スポーツの推進、体育団体の育成指導等、体育施設の管理、各種スポーツ大会の実施に関すること。

資料１３ 組織機構と主な業務について

事務局	電話番号	担当事務
議 会 事 務 局	30-0280	市議会、議会の傍聴、議事調査、議会だより、政務活動費に関すること。
監 査 委 員 事 務 局	30-0282	市の事務の監査、住民監査請求窓口に関すること。
農 業 委 員 会 事 務 局	30-0283	農地の売買・貸借・転用・紛争・贈与・税金、農業生産法人、農業者年金に関すること。
選挙管理委員会事務局	30-0285	公職に関する直接請求窓口、選挙に関すること。